

	鳥取県公報	令和 7 年10月24日（金） 号外第 9 6 号				
		毎週火・金曜日発行				
<table><tr><td>目</td><td>次</td></tr><tr><td>◇ 代表監査 委員訓令</td><td>鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令（2）（監査第一課）・・・・・・・・・・ 2</td></tr></table>			目	次	◇ 代表監査 委員訓令	鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令（2）（監査第一課）・・・・・・・・・・ 2
目	次					
◇ 代表監査 委員訓令	鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令（2）（監査第一課）・・・・・・・・・・ 2					

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第2号

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年10月24日

鳥取県代表監査委員 高 務 裕 子

鳥取県監査委員事務局処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局処務規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（事務局長の専決事項） 第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。 （1） 職員（事務局長を除く。以下<u>この条において</u>同じ。）の分担事務の決定に関すること。 （2） 略 （3） <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条第1項の規定により任命された職員の給与の決定に関すること。</u> （4） 略 （5） 略 （6） 略 （7） 略	（事務局長の専決事項） 第2条 次に掲げる事項は、事務局長が専決する。 （1） 職員（事務局長を除く。以下同じ。）の分担事務の決定に関すること。 （2） 略 （3） 略 （4） 略 （5） 略 （6） 略

附 則

この訓令は、令和7年10月24日から施行する。